

○財務省告示第三百十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年十月十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百二十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

六					五									
ハ	ロ				イ	ロ				イ				
行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	国債	入札	入札	・別	債及	行争非者特	行争非者特	国債	入札	法入	募入
争格第参	争格第参	争格第参	争格第参	場	札格第参	札格第参	第参非者	市及	札格第参	札格第参	場	札格第参	法入	募入
入札発	入札発	入札発	入札発	行争	行札発	行札発	非者	国	札格第参	札格第参	行争	札格第参	行争	決定
発	発	発	発	額	発	発	者	特	非者	第参	行争	第参	行争	の
額	額	額	額	円	額	額	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
面	面	面	面	金	面	面	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
金	金	金	金	額	金	金	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
額	額	額	額	で	額	額	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
で	で	で	で	三	で	で	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
三	二	二	二	千	二	二	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
千	千	千	千	五	千	千	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
五	七	七	七	百	七	七	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
百	百	百	百	八	百	百	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
十	十	十	十	五	十	十	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
億	億	億	億	億	億	億	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
円	円	円	円	円	円	円	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
額	額	額	額	円	額	額	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
面	面	面	面	金	面	面	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
金	金	金	金	額	金	金	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
額	額	額	額	で	額	額	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
で	で	で	で	三	で	で	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
三	二	二	二	千	二	二	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
千	千	千	千	五	千	千	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
五	七	七	七	百	七	七	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
百	百	百	百	八	百	百	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
十	十	十	十	五	十	十	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
億	億	億	億	億	億	億	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の
円	円	円	円	円	円	円	者	特	者	第参	行争	第参	行争	の

別参加者第Ⅱ非価格競争入札

申込みの申込みのうち応募価格の高い

当てる。その応募額を順次割り

各国債市場特別参加者との応募

申込みの応募額を割り当てると。申

入札競争額

入札競争額

入札競争額

入札競争額

入札競争額

入札競争額

入札競争額

入札競争額

入札競争額

入札競争額

十三

の経利入価・
払過札格第
込利率行争非

十四

初
期
利
子

十五

後第
の二期
利子以

十六
十七
十八

償還
償還
元利支
払場所

二十

払者入
込札場
期参加
日

年○・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加の第二号に
り算出した金額を第十号に
定する期日に払い込むものと
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.1 \times 28}{365}$$

平成二十九年三月二十日
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う以
下、次号及び第十六号におい
て規定する期日について同じ。
額面金額 $\times \frac{0.1 \times 1}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年三月二十日及び九月十日
を支払う。前六月間に属す
て、その日以、各支払期にお
利子を支払う。

平成三十三年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年十月十八日